

仕様書（１）

造林事業一般仕様書

- １．作業の実施に当たっては誠意を旨とし、仕様書、作業内訳書、作業予定表、図面にに基づき実施するものとする。
- ２．作業方法等の細部については監督職員の指示に従うこと。
- ３．仕様書及び図面等に疑義がある時は監督職員の指示に従うこと。
- ４．本作業に除草剤又は灯油を使用する場合の取扱い、並びに作業方法については、別紙、除草剤使用仕様書又は灯油使用仕様書によること。
- ５．本作業実施のため、支給を受けた場合の支給材料は、発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
- ６．本作業実施のため、物品を購入した場合は、購入物品（苗木、除草剤、薬剤、シカネット等）を発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
- ７．作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
- ８．作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
- ９．作業が終了したときは、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。
- １０．仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、請負者の負担において行うこと。

地拵作業仕様書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。
この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。
植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径５０ｃｍの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。
苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。
なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

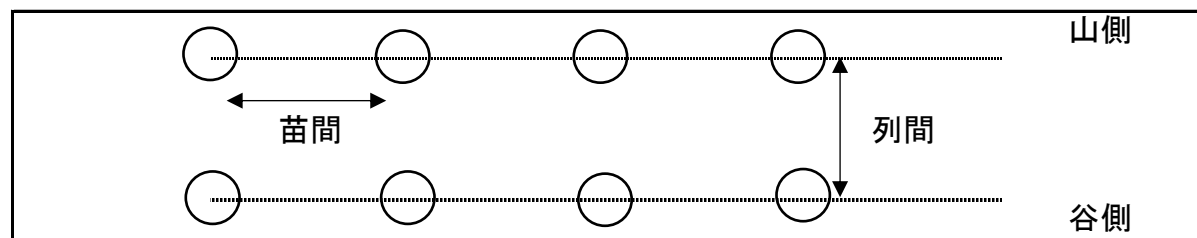
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
ヒノキ	1,900本	1.7m	3.1m	28ね1
ヒノキ	1,800本	1.8m	3.1m	36か、36つ、182り1
スギ	1,800本	1.8m	3.1m	36つ
スギ	1,600本	1.8m	3.5m	237い、237い1、237ね

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

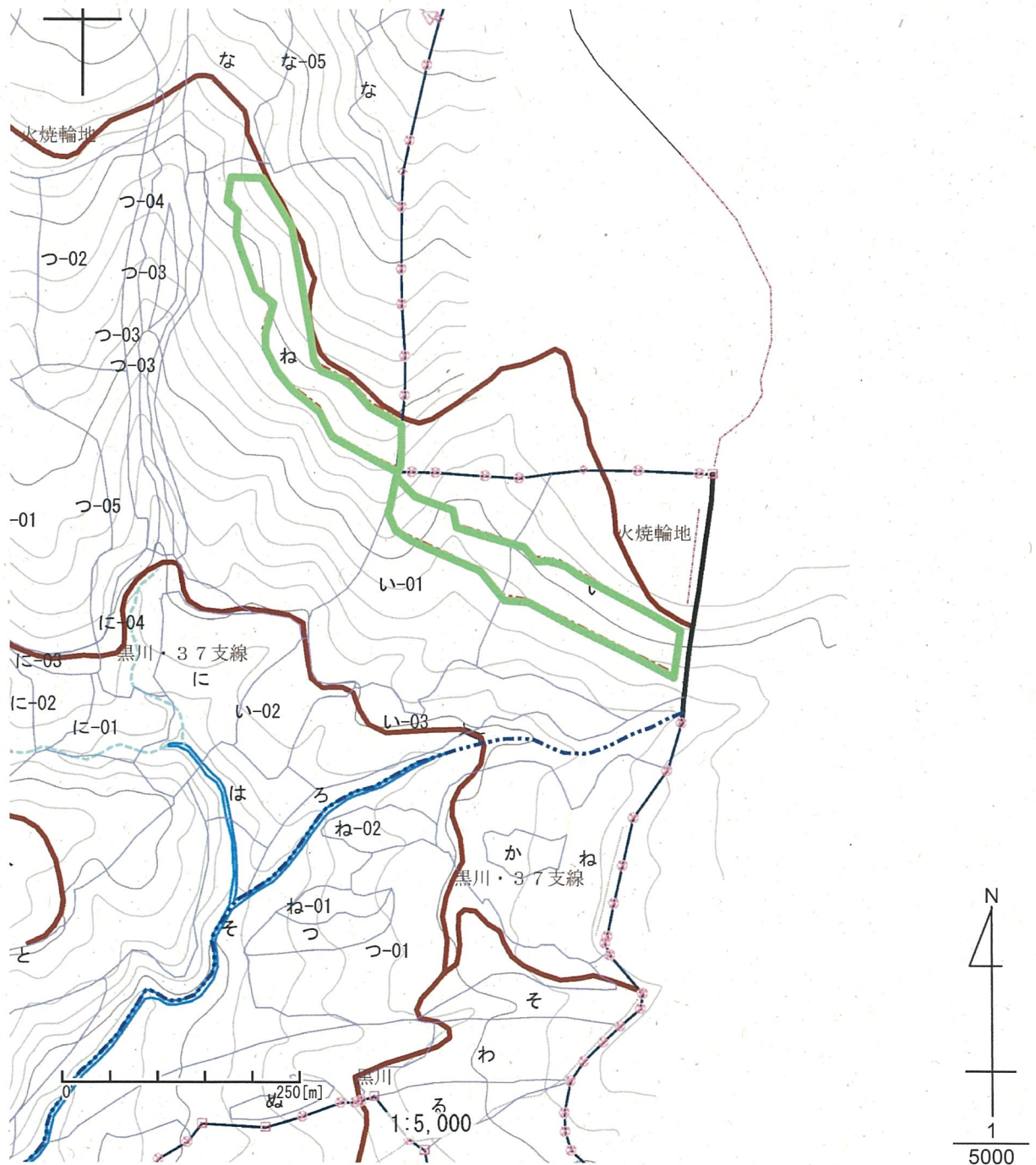
字 火焼輪智 国有林
請負区域面積 3.42 ha

237い外2 林小班

凡例



記番	作業種	林小班	区域面積	標準地面積	除地	控除地	請負面積	備考
1	改植地拵	237い	0.99				0.99	
2	改植地拵	237い1	0.71				0.71	
3	改植地拵	237ね	1.72				1.72	
1	改植植付	237い	0.99				0.99	
2	改植植付	237い1	0.71				0.71	
3	改植植付	237ね	1.72				1.72	



令和 7 年度

造林事業 (地拵・植付) 請負実行箇所 位置図

No

字 銚ノ甲

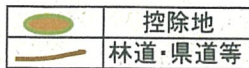
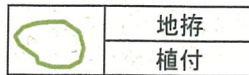
国有林

28ね1 林小班

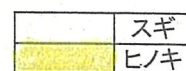
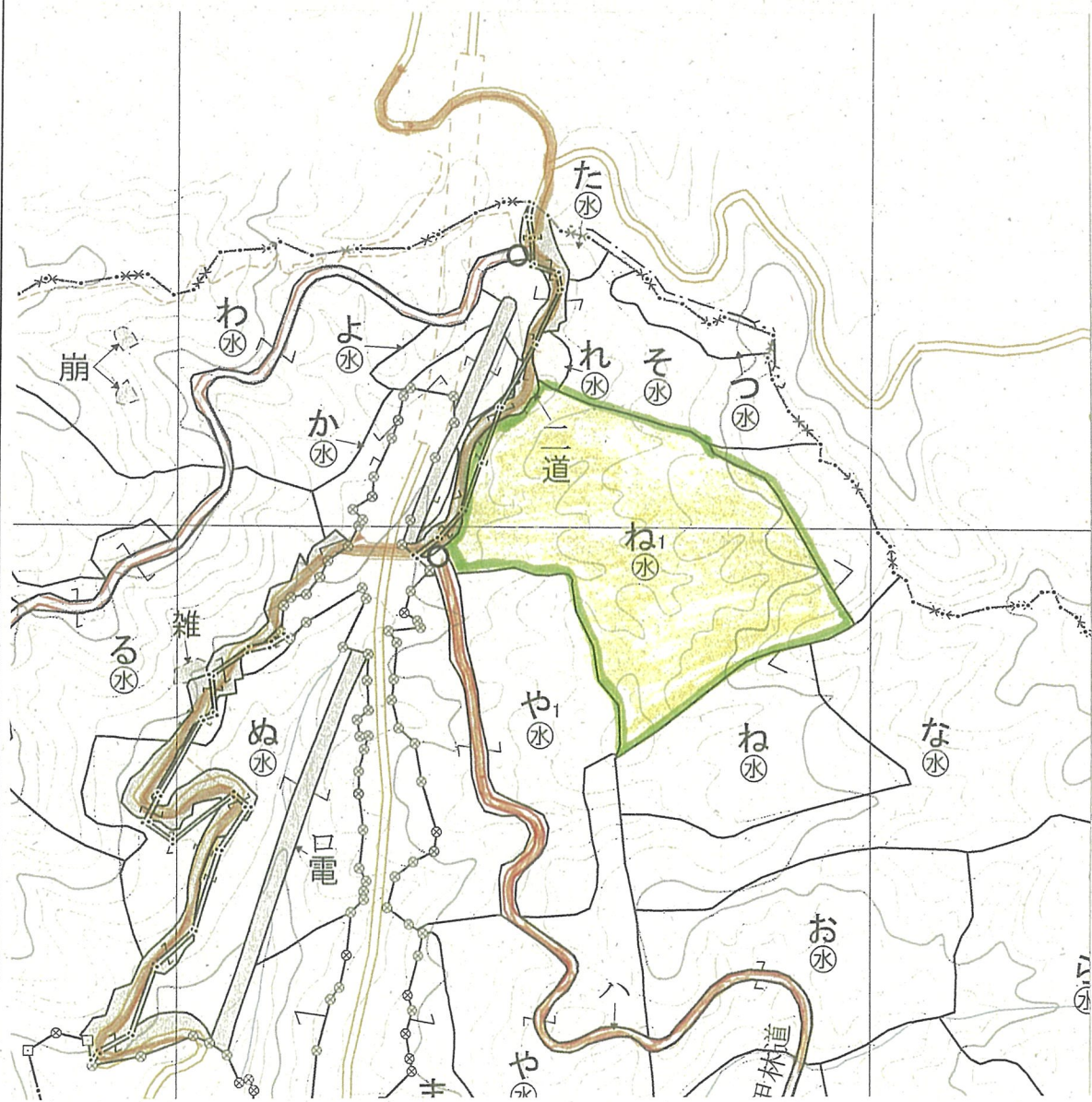
請負区域面積

3.99 ha

凡例



記番	作業種	林小班	区域面積	標準地面積	除地	控除地	請負面積	備考
	地拵	28ね1	3.99				3.99	
	植付	28ね1	3.99				3.99	



5000

令和 7 年度

造林事業 (地拵・植付) 請負実行箇所 位置図

No

字 横尾

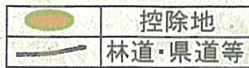
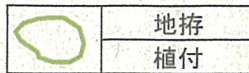
国有林

36か 林小班

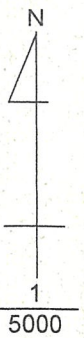
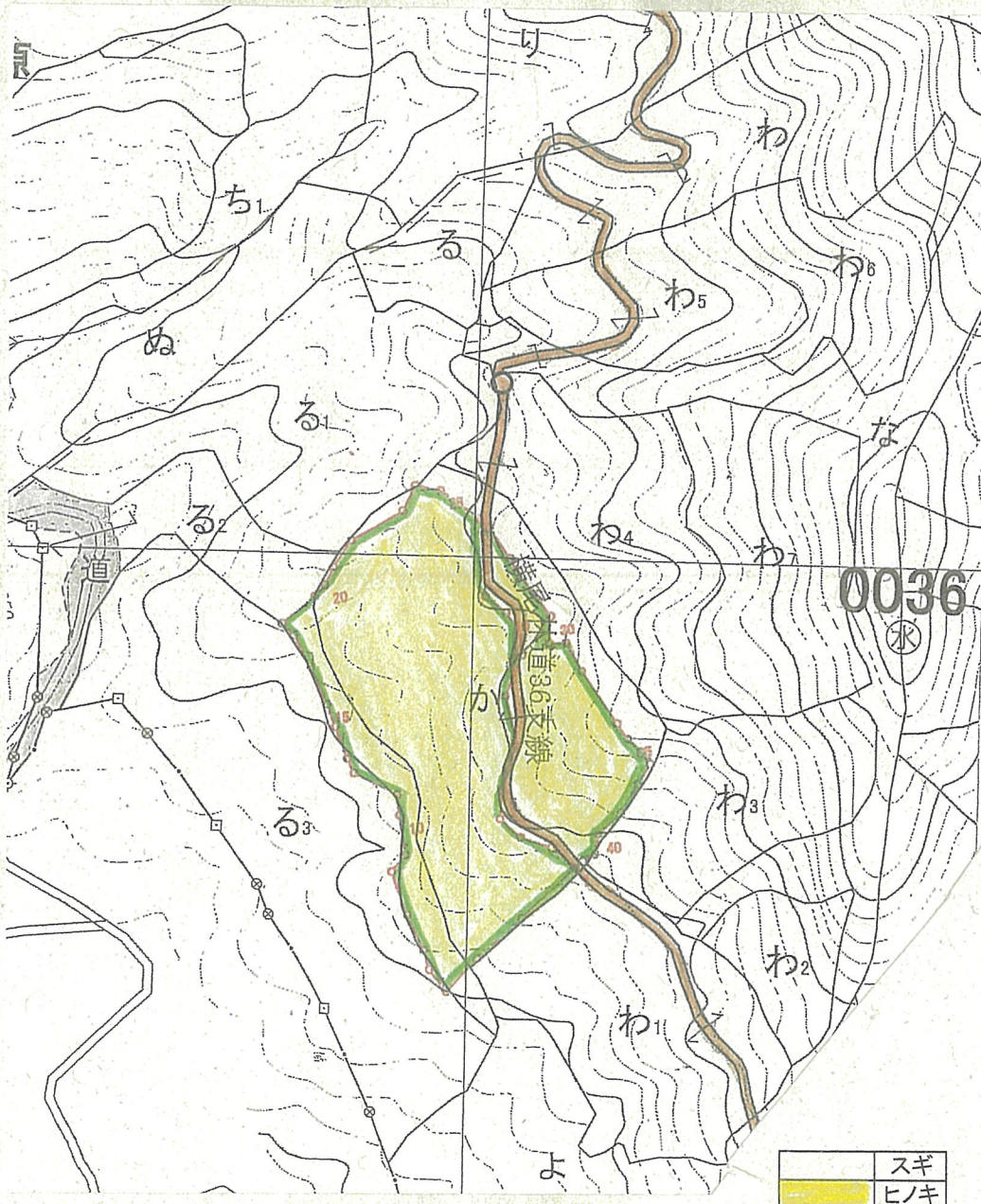
請負区域面積

4.50 ha

凡例

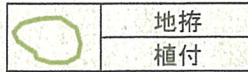


記番	作業種	林小班	区域面積	標準地面積	除地	控除地	請負面積	備考
	地拵	36か	4.50				4.50	
	植付	36か	4.50				4.50	

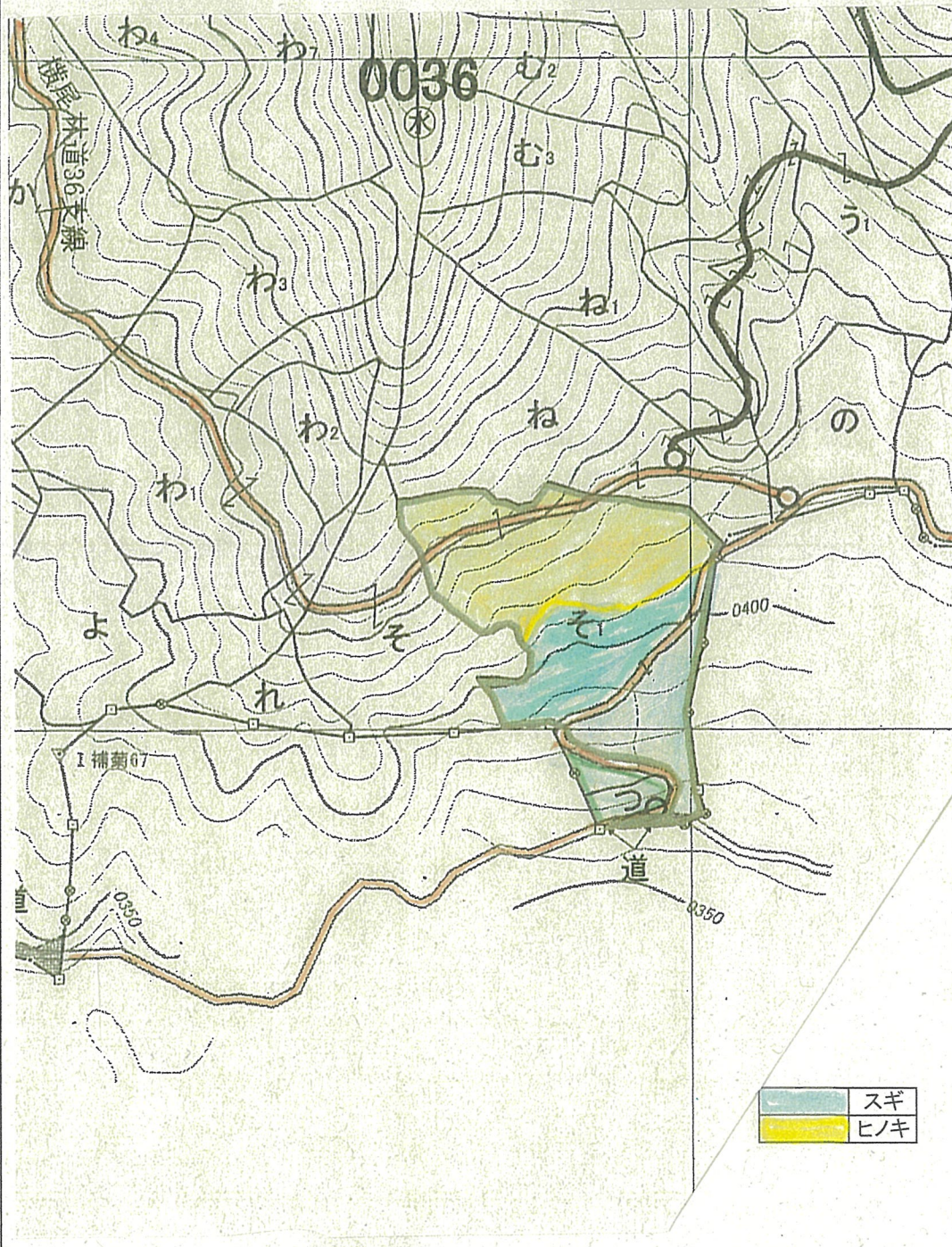


字 横尾 国有林 36つ 林小班
 請負区域面積 4.04 ha

凡例



記番	作業種	林小班	区域面積	標準地面積	除地	控除地	請負面積	備考
	地拵	36つ	4.04			0.73	3.31	
	植付	36つ	4.04			0.73	3.31	



令和 7 年度

造林事業 (

補植

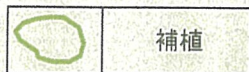
) 請負実行箇所 位置図

No

字 吉原 国有林
請負区域面積 5.06 ha

38へち 林小班

凡例



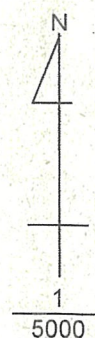
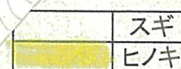
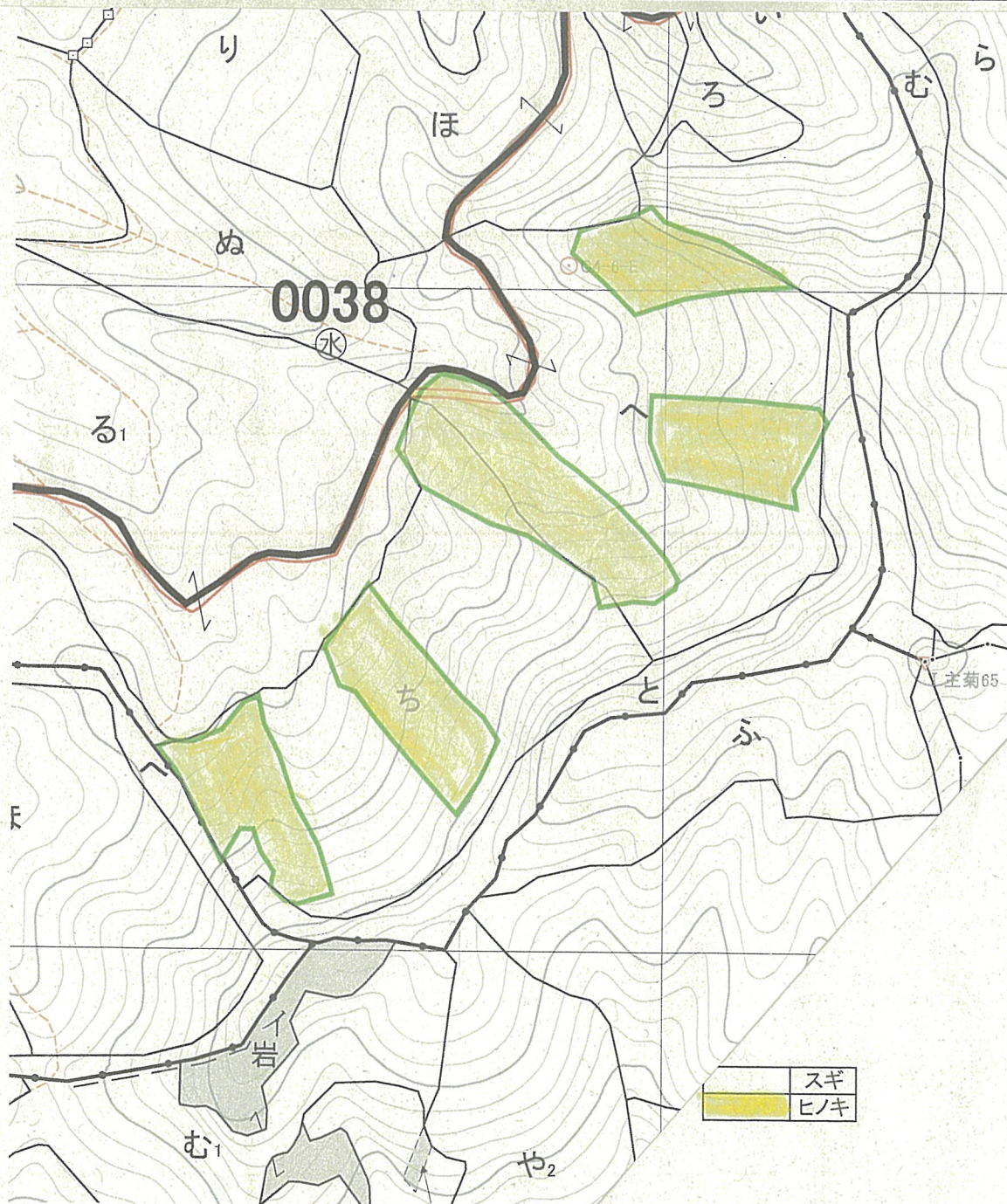
補植



控除地

林道・県道等

記番	作業種	林小班	区域面積	標準地面積	除地	控除地	請負面積	備考
	補植	38へち	5.06				5.06	



字 椎山 国有林

182ㇿ1 林小班

請負実行面積 2.39 ha

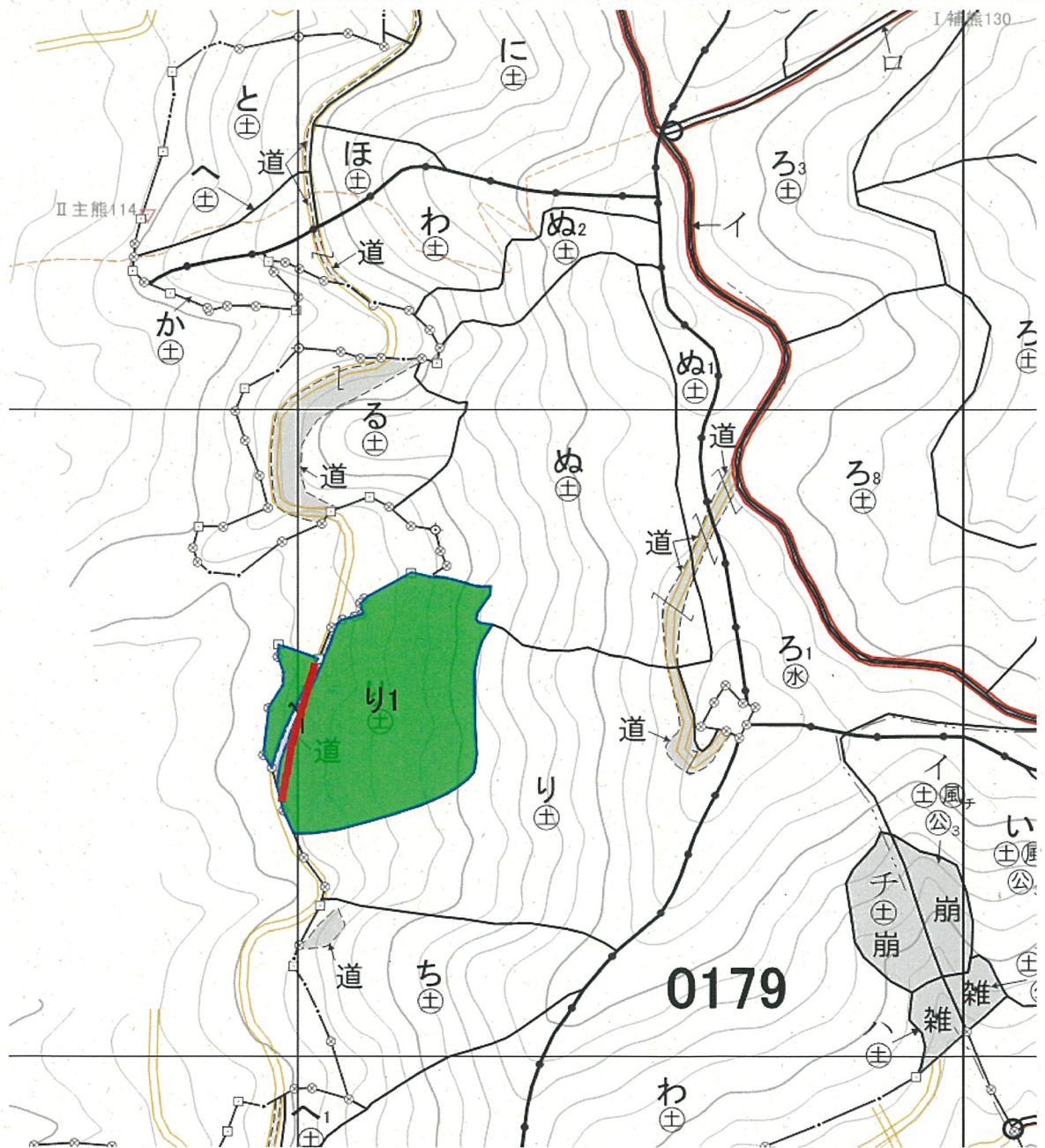
凡例

 請負箇所(ヒノキ)

 除地(県道)

 県道

記番	作業種	林小班	区域面積 (ha)	標準地面積 (ha)	除地 (ha)	控除地 (ha)	請負面積 (ha)	備考
	地拵	182ㇿ1	2.46		0.07		2.39	
	植付	182ㇿ1	2.46		0.07		2.39	


 1
5000